

# 海上貨物の梱包につきまして

## 1. 海上貨物の梱包につきまして

海上貨物は、確実、安全な輸送のために適切な梱包がなされていることが必要です。

海上輸送に適していない梱包の場合は、以下のような問題が生じます。

- ①貨物の内容品に破損が発生し易くなります。
- ②荷崩れや内容品が外部に漏れ、他の貨物、及び貨物船に損傷を与える可能性があります。

この場合、他の貨物へ与えた損害、及び船体の修復、清掃に要した費用につき、賠償を請求される可能性があります。

適切に梱包されていない貨物は、荷受できない場合もあります。

不適切な梱包が原因の損害は、運送人の約款上免責であり、損害賠償の請求金が支払われな  
い可能性があります。

## 2. 海上貨物の取扱について

海上貨物は、発地から着地までの取り扱い工程で、手作業を含む各種荷役作業が行われます。

貨物スペースを有効に利用するため、他の貨物とともに船倉内に隙間なく積み付けられます。

荷主の皆様におかれましては、海上貨物の取り扱い特性をご理解いただいた上で、輸送に充分  
耐え得る梱包をしていただくようお願い申し上げます。

### 3. 梱包の基準について

限られたスペースに効率良く積み付ける必要があるため、梱包に際しては段積みされることを想定し、上面には十分な強度を持たせ、フォークリフトでの移動やワイヤーでの吊り上げ作業も可能なように腰下(スキッド)と製品が固縛されていることが必要です。

#### (1) 木箱梱包・枠組箱梱包



精密機械や直にフォークリフトで取扱うことで傷がついてしまう貨物には、このような梱包が必要です。

#### (2) 建材・コンパネ・ボード類



腰下(スキッド)は、フォークリフトで何回取扱っても損傷したり貨物本体から外れたりしない強度が必要です。またフォークリフトの爪が挿入できる高さ(通常10cm)を確保願います。

#### (3) 材木・単管・足場材など長物



同じ形状の資材は、荷崩れしないようバンドルやワイヤーで束ねておく必要があります。

## (4) コンクリート製品(石物)・型枠



十分な強度のある貨物と同じサイズのパレットに倒れたり崩れたりしないよう固縛します。

## (5) 袋物



このように品物がパレットからはみ出している場合は、船倉へ積込む際に破袋する原因となります。また、プラスチックパレットは、ワイヤーで吊ると割れることがあります。

重量に耐え得る強度のパレットで、品物がはみ出さないようご注意ください。

## 4. 標準的な海上貨物の流れ

① ご予約 < 事前のお申込み・積込み日の決定・精算方法の確認 >

② 出発地での受付(トラックよりの荷卸し)



③ 上屋または荷捌き場での保管



④ 貨物船への搬送(フォークリフト)



⑤ 貨物船への積込み



⑥ 積込みの完了



⑦ 到着地での荷卸し



⑧ 荷捌き場への搬送



⑨ 顧客または運送会社への引渡し

